

## 商品先物取引委託者保護総合プログラム

平成21年1月15日  
理事会決定

本会は、今般の産業構造審議会商品取引所分科会報告書において「利用者の『トラブルのない』商品先物市場の構築」がなお一層強く求められている状況等を踏まえ、現在実施している「商品取引トラブル解消アクションプログラム」（理事会決定）と「会員の役職員等に対する特別指導等プログラム」（理事会決定）を統合し、今後3年間の措置として、新たな取組みを加えた「商品先物取引委託者保護総合プログラム」を定め、商品先物取引のトラブル解消に向け集中的な取組みを一層充実することにより、委託者保護の強化を図り、もって商品先物取引の社会的信頼の向上を図ることとする。

なお、本プログラム決定後3年を経過した時点において、諸般の状況を踏まえ、その後の対応を検討することとする。

### 1. 会員に対する指導、勧告・公表、制裁の実施

#### (1) 事故等の発生件数等による措置

① 会員の受託等業務において、商品取引事故の確認がなされた事案若しくは損失補てんに関する事後報告がなされた事案のうち、平成21年2月1日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案（値合金処理、会員が提起した訴訟及び確定判決により解決した事案を除く。）又は同日以降の未取引の行為に係る苦情で本会が受け付けたもの（以下「事故等」という。）が同日から起算して1年ごとに年間5件に達したときは、その内容に応じて、会員代表者（本会の定款第9条第1項に規定する会員代表者をいう。以下同じ。）に対し、事故等を発生させないための社内管理体制の一層の整備及びコンプライアンス体制の強化等について個別に指導する。

② ①の指導を受けた会員において、商品取引事故の確認がなされた事案若しくは損失補てんに関する事後報告がなされた事案のうち、当該指導の日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案（値合金処理、会員が提起した訴訟及び確定判決により解決した事案を除く。）又は同日以降の未取引の行為に係る苦情で本会が受け付けたもの（以下「勧告・公表対象事故」という。）が、当該指導の日から起算して1年ごとに年間5件に達したときは、その

内容に応じて、その会員代表者に対し受託等業務の改善を指導し、又は当該会員に対し受託等業務に関する規則第9条に基づき改善勧告を行い、同規則第10条に基づき勧告を受けた会員名、勧告を行った理由等を公示し、本会のホームページに掲載するとともに、他の会員に対してこれを周知する措置（以下「勧告・公表措置」という。）を講ずることとする。

なお、①の指導を受けた会員が、当該指導を受けた日から起算して2年を経過するまでの間の各1年間における勧告・公表対象事故の件数がいずれも5件未満であった場合には、当該2年を経過した日の翌日から改めて①の件数を起算することとする。

- ③ ②の勧告・公表措置を受けた会員において、商品取引事故の確認がなされた事案若しくは損失補てんに関する事後報告がなされた事案のうち、当該勧告・公表措置の日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案（値合金処理、会員が提起した訴訟及び確定判決により解決した事案を除く。）又は同日以降の未取引の行為に係る苦情で本会が受け付けたもの（以下「制裁調査対象事故」という。）が、当該勧告・公表措置の日から起算して1年ごとに年間3件に達したときは、その内容に応じて、制裁規程第6条に基づく調査及び事情説明の聴取（以下「制裁調査」という。）を実施する。

なお、②の勧告・公表措置を受けた会員が、当該勧告・公表措置を受けた日から起算して2年を経過するまでの間の各1年間における制裁調査対象事故の件数がいずれも3件未満であった場合には、当該2年を経過した日の翌日から改めて①の件数を起算することとする。

## (2) 裁判所の確定判決による解決事案に対する措置

- ① 会員が、商品取引事故について裁判所の確定判決により解決した場合には、当該判決内容等に関し、当該会員に対し関係資料の提出を求め、その事情を聴取し、その内容を審査の上、原則として、直接会員代表者に対して受託等業務の改善を指導する。

また、無断売買、仕切拒否、返還遅延その他商品先物取引の社会的信用に影響を及ぼす行為（以下「悪質行為」という。）が確定判決の内容において認められる場合には、会員に対し、勧告・公表措置を講ずることとする。

- ② ①の指導又は勧告・公表措置を受けた会員において、当該指導又は勧告・公表措

置の日以降に確定判決により解決した事案のうち、同日以降に行われた取引（同日前に締結された受託契約に基づき行われた取引を含む。）に係る事案が発生した場合には、その内容に応じて、制裁調査を実施する。

### (3) 会員の悪質行為に対する措置

会員の受託等業務に関して、本会の事業活動の中で取得した情報又は業界内部若しくは業界外部から提供された情報において悪質行為が認められる場合には、その内容を審査した上で、(1)又は(2)にかかわらず、制裁調査を実施することがある。

### (4) 規律委員会への付議等（基準）

① (1)③、(2)②及び(3)の調査の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合には、規律委員会に付議する。

ア 会員が制裁の対象行為を認めている場合

イ 会員が制裁の対象行為を否認しているが、客観的証拠等により制裁の対象行為があると認められる相当の理由がある場合

② 制裁規程に基づき会員を制裁したときは、同規程第 11 条に基づき制裁を受けた会員名、制裁の内容、制裁の理由等を公示し、本会のホームページに掲載するとともに、他の会員に対してこれを周知する。

## 2. 会員の役職員等に対する指導、勧告、公表、処分の実施

### (1) 会員役職員等に対する特別指導等

#### ① 特別指導

##### ア 特別指導の対象

商品取引事故の確認申請関連の添付資料若しくは損失補てんに関する事後報告書に記載された商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）又は商品取引事故等報告書に記載された未取引に係る苦情（以下「外務員指導対象事故等」という。）に関与した会員の役職員について、平成 19 年 10 月 1 日以降、3 件に達し次第、特別指導の対象とする。なお、件数は、取引期間に関係なく申請日（未取引に係る苦情は申出日）で判断することとする。

また、本会受付の苦情のうち、会員の役職員が未取引に係る苦情に関与した場合には、発生の都度、特別指導の対象とする。

イ 対応者等

事情聴取及び指導等に当たる対応者は、本会の常勤役員又は事務局長とする。

ウ 具体的な対応措置

関与した会員の役職員本人のみならず営業部門及び管理部門の役員を招致し、本会常勤役員又は事務局長がこれらの者から事情聴取して改善を指導するとともに、再発させれば綱紀委員会に諮る旨警告する。また、直接会員代表者に対して当該役職員に対する管理・指導等の徹底を要請するとともに、当該会員役職員以外の者に対しても注意喚起し、併せて社内のコンプライアンス体制の整備を要請する。

なお、この指導を受けた者が、当該指導後の取引又は行為に係る外務員指導対象事故等に関与した場合には、会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則第6条に基づく調査及び事情説明の聴取（以下「第6条調査」という。）の対象とする。

② 集中指導を受けた者に対する監視等

本会発足後に商品取引事故等報告書に記載されている苦情、紛争又は商品取引事故（値合金処理及び会員が提起した訴訟を除く。）（以下「苦情等」という。）に10件以上関与した登録外務員に対し、平成20年7月から8月の間、集中指導を実施したが、集中指導を受けた者が当該集中指導後の取引又は行為に係る外務員指導対象事故等に関与した場合には第6条調査の対象とする。

③ 会員間移動時の調査

ア 会員の役職員等が他の会員に移動した際、新雇用主会員が登録申請をした時点で本会発足後（本会発足後10年を経過した場合は過去10年間）に当該役職員等が関与した調査対象事故の件数が10件以上の者については、第6条調査の必要性の有無について検討を行うこととする。その検討期間の目安は半年間とし、その間は登録手続きを留保する。

なお、本検討の結果第6条調査に至らなかった場合でも、登録前に特別指導を行い、当該特別指導後の取引又は行為に係る外務員指導対象事故等に関与した場合には、第6条調査の対象とする。

イ 役職員等に関する情報の開示請求への対応

本会が会員従業員に関する規則第3条に基づいて実施している照会制度（会員

が採用しようとしている役職員等が本会の指導、勧告、処分を受けた者かどうかの情報を会員の照会に応じて提供)に加え、会員が採用しようとしている役職員等の苦情等又は事故等への関与件数についても、当該会員が本人の同意書を添付して申請すれば、当該情報を当該会員に直接提供することとする。

④ 会員の役職員等の違反等行為に対する第6条調査

役職員等の受託等業務に関して、本会の事業活動の中で取得した情報又は業界内部若しくは業界外部から提供された情報において違反等行為が認められる場合には、内容を審査した上で、①、②又は③にかかわらず、第6条調査を実施することがある。

⑤ 綱紀委員会への付議等

ア 第6条調査

上記①ウ、②、④に掲げる場合（以下「第6条調査事由」という。）のほか、③アの検討の結果、役職員等が第6条調査事由と同等以上の違反等行為があると認められる相当の理由がある場合には第6条調査を実施する。

イ 審議するための要件（基準）

アの調査の結果、次のいずれかに該当すると認められる場合には綱紀委員会に付議する。

(a) 役職員等が違反等行為を認めた場合

(b) 役職員等が違反等行為について否認しているが、会社が本人の行為であると認めているなど、違反等行為があると認められる相当の理由がある場合

(c) 役職員等が違反等行為について否認し、かつ、上記(b)に該当しない場合であって、次のいずれかの要件を満たしている場合

i 役職員等の証言、説明等に矛盾があり、合理的に一貫した説明ができない場合

ii 役職員等の証言と客観的証拠との間に矛盾があり、合理的に一貫した説明ができない場合

iii 役職員等が同種の外務員指導対象事故等を複数回起こしていると認められる相当の理由がある場合又は悪質行為に該当する外務員指導対象事故等を起こしていると認められる相当の理由がある場合

ウ 審議の結果に基づき指導、勧告、処分を行ったときは、会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則第15条に基づき、指導、勧告、処分の内容、その理由、役職員の氏名、所属会員名等を他の会員に周知する。また、処分を行った

ときは、氏名を除く事項を公示し、本会のホームページに掲載する。

## (2) 登録外務員に対するコンプライアンス研修の実施

登録外務員による外務行為の改善や商品取引事故等の未然防止を図る観点から、各種研修会等においてコンプライアンスの重要性について周知徹底を図ることとする。特に、登録外務員を対象とする研修会等においては、本会が受け付けた苦情等の実態や違反等行為者に対する本会の処分等の措置を周知するとともに、適正な受託等業務の必要性についての認識を徹底することとする。

## 3. 顧客に対する情報提供等

### (1) 苦情及び紛争に関する情報提供の充実

- ① 本会が毎事業年度終了後、本会に寄せられた顧客からの苦情、相談のほか、本会に申出のあったあっせん、調停について、経年的件数、内容の分析等を行い、「苦情・紛争レポート」として公表しているところであるが、今後さらに内容を充実して公表することとする。
- ② 本会が受け付けた苦情及び紛争について、現在、紛争件数については外部からの照会に応じて回答しているが、今後はさらに、苦情及び紛争の件数を会員別に集計してこれを公表することとする。

### (2) 商品先物取引の注意事項等の情報提供の充実

- ① トラブルの未然防止を図る観点から、会員に対し、現在「商品先物取引－委託のガイド」に掲載されている「顧客が取引に当たって注意すべき事項」について、その内容を分かりやすい表現で各社のホームページに掲載するよう義務付ける。
- ② トラブルの早期解決を図る観点から、会員の相談窓口及び本会の相談センターの連絡先について、会員のホームページに掲載するよう義務付ける。

以 上